

## 平成22年度税制改正 法人税

～解散による清算所得課税が廃止されます～

### 清算所得課税の廃止

#### <改正の内容>

法人が解散した場合、**解散による清算所得課税が廃止**され、**清算中の所得に対しても通常の所得課税を行う**ことになりました。

このため、各事業年度の所得に対する法人税が課されます。

また、これに伴い、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置が講じられました。

#### <期限切れ欠損金の損金算入制度>

法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、その清算中に修了する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額で一定の金額は、その適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされます。

つまり、**期限切れ欠損金の損金算入が可能**となります。

#### <確定申告書の提出期限>

清算中の法人の残余財産が確定した場合の確定申告書の提出期限は、現行の清算確定申告と同様にその**残余財産の確定の日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内**に、税務署長に対し、確定申告書を提出しなければならないこととされます。

#### <適用時期>

**平成22年10月1日以後に行う解散**について適用されます。

### ～参考～

#### 通常の所得課税

$$= (\text{益金の額} - \text{損金の額}) \times \text{税率}$$

#### 清算所得課税

$$= \{ \text{残余財産の価額} - (\text{解散時の資本金等} + \text{解散時の利益積立金等}) \} \times \text{税率}$$